

入札保証金について

1 入札保証金の額

沖縄県財務規則第 100 条の規定により、見積る契約金額(税込み)を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上とします。もし、足りなかった場合、入札は無効となります。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部が免除できます。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書の写しを令和7年 4 月 11 日(金)17 時まで提出した場合
- (2) 入札に参加しようとする者が過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書面(第 2 号様式)及び契約書の写し等を令和7年 4 月 11 日(金)17 時まで提出した場合

※ 現金及び小切手で入札保証金を納付する場合、手続きが複雑になる上、落札した場合には、還付せずそのまま契約保証金に充当されることとなりますので、できる限り「3 入札保証金の免除」の手続きをとってくださるようお願いします。

4 小切手等で納付する場合

納 付 方 法	下記の場所へ直接持参し、建築指導課が発行する保管証と引き替える。
納 付 場 所	県庁 10 階 土木建築部 建築指導課
納 付 期 間	令和 7 年 4 月 15 日(火) 15:00 まで
還 付 方 法	入札保証金還付請求書領収書を受領後、2週間で還付する。 領収書に記名、捺印をする。(落札者以外)

5 現金で納付する場合の納付方法

納 付 方 法	(1) 第 7 号様式の入札保証金納付書発行依頼書及び第 8 号様式の債務者登録票に必要事項を記入し、建築指導課へ提出する。 (令和 7 年 4 月 11 日 (金)まで) (2) 債務者登録票に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証の写しを建築指導課へ令和 7 年 4 月 15 日 (火) 15 時までに呈示すること。
納 付 場 所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合 (県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行
納 付 期 間	令和 7 年 4 月 15 日 (火) 15:00 まで
還 付 方 法	入札保証金還付請求書を受領後、2 週間で登録した口座へ振り込み (落札者以外)

6 入札保証金に代わる担保

入札保証金は現金での納付以外に、次に定める担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 国債及び地方債
担保の価値: 額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する証券
担保の価値: 額面金額又は登録金額 (発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値) の 8 割に相当する額
- (3) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
担保の価値: 小切手金額
- (4) 銀行又は契約当事者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形
担保の価値: 手形金額 (その手形の満期の日が該当手形を提供した日の 1 月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて該当手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 郵便為替証書及び定期預金債権
担保の価値: 当該債権証書に記載された債権金額 (定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付ある書面を提出すること。)
- (6) 契約当事者が確実に認める社債